

平成25年度第3回愛知県障害者施策審議会会議録

平成26年3月20日（木）

愛知県障害者施策審議会

平成25年度第3回愛知県障害者施策審議会議事録

1 日 時

平成26年3月20日（木） 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所

愛知県東大手庁舎 4階 409会議室

3 出席者

荒木委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、木全委員、篠澤委員、園田委員、高橋委員、辻委員、長谷委員、長谷川委員、林委員、樋口委員、武藤委員、村山委員（17名）

（事務局）

健康福祉部長 ほか

（傍聴者）

1名

4 開 会

〈定足数確認〉

〈傍聴及びホームページへの掲載についての報告〉

〈資料確認〉

5 健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長の伊藤でございます。委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、また、あいにくの天気で足元の悪い中「愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は本県の障害者支援施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本日の会議におきましては、来年度平成26年度に第4期愛知県障害福祉計画を策定するにあたりまして、現在国で行われております基本方針の見直しの内容や、本県の計画策定体制等について御意見をいただきたいと存じます。

また、報告事項につきましては、次第のとおり、6件でございます。この中で、「愛知県特別支援教育推進計画」については、前回の審議会でも御意見をいただきましたが、来週の教育委員会会議に掛けられると伺っておりますことを御報告させていただきます。

3点目ですが、前回の審議会でも御質問をいただいた県内の市町村における今年度の障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定状況についても御報告いたします。

また、4点目の既存の戸建て住宅を活用したグループホーム等の供給の促進につきましては、前回の審議会でも取り扱い方針案を御報告させていただきましたが、今回は緩和策について御報告させていただきます。

さらに5点目の、災害時における障害のある方への支援のあり方に関する課題等につきましては、今年度の第1回審議会におきまして、当面、別途全庁的な組織として設置しました「愛知県災害時要援護者広域支援体制検討プロジェクトチーム」において検討することとさせていただきますので、同プロジェクトチームにおける検討状況等について御報告いたします。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますよう

お願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

6 会長あいさつ

本日はお忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議内容は、議題が1件と、報告事項が6件です。

議題は、「第4期愛知県障害福祉計画の策定について」、報告事項は、本審議会の下部組織であります「愛知県障害者自立支援協議会の平成25年度第2回会議の概要について」の他、前回の審議会で委員から色々御意見をいただきました「愛知県特別支援教育推進計画について」等6件となっております。

議題の、来年度に策定する「第4期愛知県障害福祉計画」に関する策定体制等につきましては、一部の委員から御意見をいただいておりますが、事務局の案が提示されると思います。より良い計画を策定するための体制について、議論していただきたいと考えております。

また、報告事項につきましても、特別支援教育推進計画、グループホーム等の供給の促進、災害時における障害のある方への支援のあり方など、いずれも今後の愛知県の障害者支援施策を推進する上で重要な事項ですので、幅広い見地から御意見や御提案をいただければと思います。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問していただきたいと思います。そして、遠慮なくお考えをおっしゃっていただき、審議が充実したものとなりますよう御協力をお願い申し上げます。

〈議事録署名者指名〉

議事録署名者：荒木委員・加賀委員

7 議事

議題（1）第4期愛知県障害福祉計画の策定について

〔事務局からの説明〕

資料1 第4期愛知県障害福祉計画の策定について

障害福祉課 大井主幹

高橋会長

ただいま御説明いただきました「第4期愛知県障害福祉計画」に対して、御意見や御質問がありましたらお伺いいたします。

木全委員

愛知県精神障害者家族会連合会の木全です。

第4期計画「見直し（案）の主なポイント」の「入院中の精神障害者の地域生活への移行」の4期計画ですが、3期もそうなんですが、日本が他の先進国に比べて精神障害者の入院患者が多いという事実はフォローしていますからこのように書いてありますが、この計画通りにすれば愛知県では3年後には入院者がどれだけ減るのか、どのくらいになるのかという数字が、これでは全くわからない。なぜわからないかと言いますと、このようなことを書かれても、実際には再入院など色々なことがあります。再入院するから増えるのではないかということになるけれども、退院した人へのフォローがなければ、精神障害者の場合は再入院してしまいます。従って、私どもとしては、3年後に入院者がこれだけ減ります、世界の水準にこれだけ近づきますと明記された計画案を作成していただきたいと思っております。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。以前から色々御意見をいただいていることかなと思いますが、他に何かありますでしょうか。

こころの健康推進室 田中主幹

こころの健康推進室の田中と申します。

今回厚生労働省が示したこの3つの目標ですが、先程説明がありましたとおり、国が精神障害者に対する適切な医療の提供に関する指針を示しまして、それに基づく新たな目標を設定したということです。委員から御意見をいただいた世界的なものとの比較をするのはなかなか難しいと思いますが、この3つの目標のうち1番下の、1年以上の長期在院者数の減少については、国が18%以上減少させなさいと言っております、これは実際の目標の数字であるということを、御報告させていただきます。

木全委員

そうしますと、3年後には愛知県の入院者数は、18%減ると考えて本当によろしいですか。

こころの健康推進室 田中主幹

長期入院者が減るかどうかはやってみないと分かりませんが、目標に向かって施策を進めていく、皆様と協力していくということになります。

高橋会長

精神障害の方の地域生活への移行というのは難問で重要な問題ではありますが、今回の国の案を見ますと、二つのポイントがあると思います。

社会的入院といいますか、福祉的入院ですが、医療の必要性がない方が、出て行く場所が無いがために病院で暮らしています。そのような人達をいかに減らしていくのかというのが一つと、もう一つは、長期入院者をいかに減らしていくのか、それによって、本当に医療が必要な人だけを精神科病院で治療していこう、精神科病院を医療機関として位置づける方向できちんと方向転換を図ろうというのが、国の提案から見えるところかなと思います。

精神障害のある方の入院患者を減らすという問題は、精神科医療機関の協力無しにはあり得ないので、その協力をどうやって得ていくのかということについて、県から具体的に案を出していただけると良いと思います。いつも、案を出したもののうまくいかないということになり、これは情けないことで、県はもう一步踏み込んで取り組んでいかないといけないのではないかと思います。

他にありませんでしょうか。

宇佐美委員

今回の素案の見直し案のポイントについて、国の素案から就労継続支援事業に関する目標値が消えているのですが、その背景について何かお分かりになる点がありましたら、お教え願います。

障害福祉課 加藤主任主査

障害福祉課企画・調整グループの加藤と申します。

今おっしゃったのは、就労移行支援事業所の利用者の割合についての記載がなくなった

ということでしょうか。

宇佐美委員

A型とB型の配分についての記載が第4期の案から消えています。それについて何か背景があったら教えてください。

障害福祉課 加藤主任主査

就労継続支援A型事業の利用者の割合といったものが指針からはずされたことについては、国から説明をいただいておりますが、今後は就労移行支援事業所における利用者の割合の向上ですとか、就労移行支援事業所における就労移行率の向上を目指すことを厚生労働省が考えており、指針を示してきたと捉えております。

宇佐美委員

ありがとうございました。

障害福祉課 小木曾課長補佐

少し補足いたします。国が正式に示している訳ではありませんが、例えばA型事業所については、数の上では非常に増えていますが、事業所の実態を見てみますと、必ずしも望ましいサービスの提供を行っている事業所ばかりではなく、問題のある事業所も見られます。それは愛知県に限らず他県でも同様の事例が見られますが、第3期計画の数値目標としましては、単純に利用者の割合などが示されております。こうしたA型事業所の問題がある一方で、就労移行事業所についても、数が多いのですが、個々の事業所の成果といいますか、最終の目標である一般就労にきちんと結び付いているかという視点で見た場合に、就労の実績が上がっていない事業所も多いのではないかとということが新しい視点として加えられた結果、このような考え方が現在示されているのではないかと思います。

宇佐美委員

一般就労支援へより強くシフトしていると考えてよろしいですか。

障害福祉課 小木曾課長補佐

おそらくその考え方だと思います。

宇佐美委員

ありがとうございます。

高橋会長

他にいかがでしょうか。

岡田委員

愛知県自閉症協会の岡田です。

2ページの(4)その他⑤「支援の質の向上」についてお尋ねしたいです。強度行動障害支援者養成研修を実施することを入れていただいたのはありがたいのですが、困難事例等をどこかに相談出来るとか、スーパーバイズ出来る人の養成といったものをここにに入れていただく訳にはいかないのでしょうか。それから、高齢化している障害者への研修についてもここにに入れていただくとありがたいのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 大井主幹

岡田委員のご指摘についてですが、これは国の指針を抜き出したものです。これを受けて第4期の計画を策定して行く中で、皆様の御意見を聞きながら、県としてどのような施策を行うのかということを検討し、計画に生かせるものは盛り込むという形で進めていきたいと思っております。

高橋会長

他にいかがでしょうか。

村山委員

愛知県精神障害者家族会連合会の村山と申します。

ワーキンググループのメンバーは障害当事者を半数以上にするということですが、実際には行政主体のワーキンググループになってしまうのではないかと危惧しております。ワーキンググループの具体的なイメージを示していただけると安心なのですが。

障害福祉課 大井主幹

村山委員がおっしゃったのは、ワーキンググループで3回検討していく訳ですが、その時に行政主導になってしまうのではないかとのご心配かと思っております。国の指針に基づいて、骨子案等の、ワーキンググループで皆様に御検討いただくためのたたき台は県で作らせていただきます。それをワーキンググループでお示しし、それに対して皆様から御意見を幅広くいただきまして、修正あるいは追加など色々なことをしながら、作っていききたいと考えております。

村山委員

国の施策や県の考えがあるとは思いますが、今回このような形になった趣旨を踏まえて、ワーキンググループで審議を進めていただきたいと思っております。

高橋会長

今日いただいた御意見を、これからの素案作りやワーキンググループに必ず反映させていこうと思っております。皆様の御意見を尊重しながらきちんとした計画を作っていかなければいけないと思っております。他にありませんでしょうか。

荒木委員

愛知県知的障害者育成会の荒木です。

第4期障害福祉計画案の中に「地域生活支援拠点等の整備」が新しく加えられ、心強く、嬉しいです。「平成29年度末までに各市町村又は圏域ごとに1つ」となっておりますが、多くの障害者の方たちの生活を支えるには、「圏域」というのは広すぎる範囲ですので、「各市町村に一つ」という形になれば良いと思っております。

高橋会長

この件について、何かコメントはありますか。

障害福祉課 大井主幹

今荒木委員がおっしゃったような事も反映しながら、計画を策定していきたいと思っております。

高橋会長

もう少し具体的な案が国から出てから検討しなければいけないと思います。第4期福祉計画及び計画を作成するための策定体制について、御意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。

報告事項（1）平成25年度第2回障害者自立支援協議会の概要について

〔事務局からの説明〕

資料2 平成25年度第2回障害者自立支援協議会の概要について
障害福祉課 佐久間課長補佐

報告事項（2）愛知県特別支援教育推進計画について

〔事務局からの説明〕

資料3 愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）
すべての子どもへの適切な支援・指導の充実をめざして
特別支援教育課 吉田主幹

報告事項（3）市町村等における障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定状況について

〔事務局からの説明〕

資料4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について
障害福祉課 小木曾課長補佐

報告事項（4）既存の戸建て住宅を活用したグループホーム等の供給の促進について

〔事務局からの説明〕

資料5 既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の緩和策（案）について
障害福祉課 八木課長補佐

報告事項（5）災害時における要援護者広域支援体制の検討状況等について

〔事務局からの説明〕

資料6 災害時における要援護者広域支援体制の検討状況等について
障害福祉課 小木曾課長補佐

報告事項（6）障害者用駐車場に関する調査の結果について

〔事務局からの説明〕

資料6 障害者用駐車場に関する調査の結果について
障害福祉課 大井主幹

高橋会長

報告事項の6件については、いずれも重要なことばかりだと思います。

報告事項（1）の「自立支援協議会」については、この審議会の下部組織に位置付けられており、審議会の御意見も反映させながら運営が行われておりますので、自立支援協議会への御意見をいただければと思います。特別支援教育推進計画についても概要を御報告いただきましたが、私も委員の一人として参画させていただきました。是非、御質問や御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

篠澤委員

資料3に付いているこのマークは、どのようなものですか。

特別支援教育課 吉田主幹

「音声読み取りコード」です。

篠澤委員

これは、この位置では読み取れないんです。

端から2.5mmにきっちり合わせて印刷しないと、機械が読み取ってくれない、2.3mmでも読んでくれないんです。今後はよろしく願いいたします。

高橋会長

これは、もう出来上がっているんですか。

特別支援教育課 吉田主幹

本冊には、切り込みが入った形のものが出来上がります。本冊について中間のものが出来た時に一度試したのですが、その時にはこの位置で読み取れました。既に印刷を発注済みなので、今からこの位置を変更することは難しいです。今後このようなものを作成する時には、きちんと対応します。

高橋会長

よろしいですか。

篠澤委員

はい。

高橋会長

他にありますでしょうか。

園田委員

4点まとめて質問いたします。

まず、報告(1)「自立支援協議会の概要について」です。

「支援コーディネーター」を配置するというのは、非常に良い意見だと思います。ただ、私達耳が聞こえない者は、コミュニケーションが出来ないということがあります。6人の支援員の方々は、聴覚障害者の問題に関する知識をきちんと持っているのかどうか、お伺いしたいです。

愛松学園という施設があり、そこを卒業した後は別の施設や作業所に移るのですが、聴覚と知的の重複障害者の方で、30年間その施設で暮らした方とお会いする機会がありました。そこでは介護支援員が聴覚障害者とのコミュニケーション手段を知らず、30年間放ったまま、その方は手話などを身につけないまま大人になられました。私が手話や身振りで表すと、その方は反応がきちんとあるんですね。幸い「つくし」という聴覚障害者専門の所に入られたのですが、すぐにはなじめず、ぼちぼち関わりながら仲間になっていったという状況でした。簡単に施設に入れるのではなく、それぞれの障害者の特徴を掴んで対応していただくということが課題ではないかと思えます。

次です。「特別支援教育」に関するパンフレットについてですが、先程篠澤さんが「見

えない」とおっしゃいましたが、私も困ります。「関係機関等の連絡先」ですが、以前にもお願いしましたが、FAX番号を載せていただきたいと思います。聞こえない者には電話は出来ません。

「障害者職業センター」欄にはFAX番号が書いてありますが、「障害者就業・生活支援センター」欄にはFAX番号がないですよね。それはなぜなのか、御説明いただきたいと思います。

続いて、資料4です。「障害者優先調達推進法」の中に市町村名が書いてありますが、愛知県はやらないのでしょうか。

次の質問で最後です。報告(4)「グループホーム」についてですが、グループホームには火災報知器を設置すると思いますが、聴覚障害者が音の代わりに目で見て分かるような配慮があるのかどうか、この資料では分からないので、御説明をお願いします。

以上です。

高橋会長

以上4点でよろしいでしょうか。では、1点目からお願いします。

障害福祉課 梅村主幹

「自立支援協議会」資料2の中の「グループホーム整備促進支援」と「支援コーディネーター」についてですが、資料には「支援コーディネーター候補者6名」と書いてありますが、これは固定の人数ではなく、今後増やしていきたいと思います。聴覚障害者の特性に合わせたグループホームには、聴覚障害者について十分理解している支援コーディネーターが必要だと考えております。現在の候補者6名については、地域アドバイザーや部会等からの推薦を受けて県が選んだのですが、聴覚障害者について十分理解しているコーディネーターも必要だと思いますので、出来れば愛知県聴覚障害者協会さんから人材を紹介していただきたいところでございます。

続いて、4点目の「グループホーム」の警報装置等についてですが、グループホームごとの利用者の障害の特性に応じて、どのような装置を設置するか、消防の部局と福祉の部局とで事前に協議をいたします。聴覚障害者が主な利用者である場合には、それに対応出来るような装置を設置するという事で進めて参ります。

特別支援教育課 吉田主幹

御意見ありがとうございました。

「障害者就業・生活支援センター」欄にFAX番号を載せられなかった理由ですが、紙面のスペースの都合上でございます。FAX番号をパンフレットに刷り込むということは難しいですが、いただいた御意見のとおりですので、FAX番号を記載した紙をこのパンフレットに挟み込む形で周知したいと思います。

障害福祉課 小木曾課長補佐

3点目の、「障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定」を愛知県はやらないのか、という御質問ですが、これについては第2回の施策審議会で愛知県の調達方針を御報告させていただきました。愛知県も市町村同様に、既に今年度の方針を策定し、調達を進めているところです。

高橋会長

以上4点、よろしいでしょうか。

園田委員

3つめの「パンフレット」についてですが、FAX番号は載せられないから紙を挟み込むというお答えでしたが、それだと「別」のような見方になり、困ります。耳が聞こえない人もいるということを知ってもらう必要があると思いますので、電話番号の下にカッコでFAX番号を載せていただければよいのではないかと思います。載せられる方法を工夫していただきたいです。もし、既に印刷してしまったということなら仕方がないと思いますが、まだですよ。

特別支援教育課 吉田主幹

印刷は既に済んでおりまして、新たに刷り込むというのは難しいので、別の紙でというお答えをいたしました。

園田委員

やむを得ないですね。今後何かを印刷することがありましたら、FAX番号を載せてください。

特別支援教育課 吉田主幹

はい。わかりました。御意見ありがとうございます。

高橋会長

今の話は、耳が不自由な方への情報提供に関する合理的配慮ということですね。今回のことに限らず、今後、私どもも徹底していきたいと思います。他にありませんか。

木全委員

「グループホーム」ですが、作っても入る人がいないのではないかともあります。あるけれども入らないということが現にあったのですが、最大の問題は、経済的なことだと思います。市町村や県によっては、グループホームに入る人への家賃の補助等があると聞いています。「グループホーム」を進める中で、経済的な援助については検討したのでしょうか。是非第4期の計画に、経済的な援助についても入れることを検討していただきたいです。そうしないと、モノを作っても入居者が増えないということになるのではないかとと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

障害福祉課 八木課長補佐

今御質問にありましたように、他県では家賃助成をしているところもありますが、基本的には、サービス給付費の補足給付として家賃が1万円助成されております。愛知県では、グループホームの運営に対して手厚くするというところで人件費の補助をしており、現在のところ家賃の助成は行っておりません。

高橋会長

この件については、47都道府県における改善補助についてと運営補助についての実態調査を行っているんですね。それをお示しするとよいのかなと思います。

障害福祉課 八木課長補佐

昨年、全国調査が行われましたので、それについて御紹介いたします。入居者に対する支援については、例えば、群馬県、千葉県等が家賃の2分の1の補助等を行っております。愛知県では、運営費の助成をいたしており、毎年約1億2千万円の予算化を図っております。

す。グループホームのサービス報酬には、土曜日日曜日の支援員の人件費が付いていないため、支援員の費用を助成しております。1億2千万円というのは、全国的に見てもずば抜けて高い金額でして、木全委員がおっしゃったように、入居者に対する支援は行っておりませんが、グループホームへの助成という形で支援しております。

障害福祉課 梅村主幹

市町村・県の役割分担の中で、県としては、利用者個人への給付ではなく、グループホームの整備促進を支援していくことで、色々な手法を考えながら工夫しております。支援コーディネーターの配置とか、公営住宅の活用とか、グループホームの適用規制緩和といった整備促進の部分と、事業者に対する運営費の助成といった面からの支援を、役割分担の中で行っていかうと考えております。

高橋会長

よろしいでしょうか。

木全委員

よろしい訳ではありません。当事者に対する支援も併せて考えていただかないと、これで果たしてワースト2を脱出できるのかと思いますので、是非、次の計画では考えていただきたいです。

高橋会長

ありがとうございました。

川崎委員

愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会の川崎です。

私は、既存の戸建て住宅を活用したグループホームの緩和策を検討する際の連絡会議に、代理で出席いたしましたので、その時のお話を少しさせていただきます。緩和策は、この審議会での意見聴取やパブリックコメントでも少し問題があるとされていますが、障害のある方の住まいを増やすということについては、基本的には皆さん賛成だと思っております。しかし残念ながら、名古屋市を始め中核市、多くの市町村がこの緩和策について反対であるということが分かり、驚きました。

愛知県の人口当たりのグループホームの数は、全国でワースト2なのですが、障害のある方の住まいの数を倍増しようという計画になぜ反対するのかと、疑問を持ちました。しかし反対意見が多い中、愛知県の障害福祉課が中心となり、消防の部局と連携を取って、この緩和策を押し進めようとする光景を目の当たりにしまして、県の英断に感動いたしました。本来ならば、愛知県内の全ての市町村が足並みを揃えて、この緩和策を進めていくべきであると思います。緩和策は、鳥取県、福島県に続いて愛知県が3番目になると聞いておりますが、他県に大きな波紋を起こすことになると思っております。

グループホームの数を倍増するという目標に対しては、この緩和策だけでは不十分だと思いますので、引き続きグループホーム促進への支援を進めていただきたいと思います。

高橋会長

様々な御意見、御感想をいただきまして、ありがとうございました。時間も迫っておりますので、この件については終わりたいと思います。

もう1点、辻委員から、障害者差別解消法における対応要領策定について、御意見をいただいております。辻委員、もし補足することがあれば、簡単に補足をお願いいたします。

辻委員

では、簡単に補足いたします。

昨年、障害者差別解消法が成立いたしましたして、内閣府では今、基本方針を策定中です。

愛知県でも「地方公共団体職員等対応要領」を作成されると思いますが、この部分については、地方分権の観点から努力義務になっております。そうすると市町村レベルでは作成出来ないところもあるかと思っておりますので、愛知県から県内各市町村に周知していただきたいです。

それから、対応要領の作成に当たっては、私たちの意見も十分反映させていただきたいと思っております。

最後に、私個人の意見ですが、「差別解消法」は障害当事者にも一般の方にも、あまり知られていない法律なのではないかと思っております。県で集会やシンポジウム等を開催していただけるとありがたいです。以上です。

高橋会長

これについてのコメントはありますでしょうか。

障害福祉課 大井主幹

職員対応要領については、策定を予定しております。策定の体制やスケジュールについては、現段階では具体的なものはございませんが、障害当事者の御意見を十分聞きながら策定したいと思っております。市町村に対しては、市町村等障害福祉担当者会議等を通じまして、必要性等について周知して参りたいと思っております。

この法律があまり知られていないのではないかとということですが、内閣府では今年度、全国をブロックに分けて、「共生社会フォーラム」という名称で一般の方を対象にフォーラムを行っております。県として或いは市町村としてどうするかということについては、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

高橋会長

今回も様々な御意見をFAX等でいただいております、ありがたいと思っております。ただ、直前ではなく早めに御意見を出していただければと、事務局でしっかりと検討していただければと、私も調整できますので、よろしく願いいたします。

まだ意見交換を行いたい方もいらっしゃるかと思っておりますが、時間が過ぎましたので、これで終了いたします。

以上で、平成25年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

印

署名人

印